

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 寄附金の取扱い

**Q** : 年末に会社から、お正月に神社に寄付をするためのお金を預かりました。この寄附金の取扱いはどうなりますか？

**A** : 寄附金は、現実に支払った事業年度の損金に計上することになります。

### 【解説】

寄附金は、その支出する相手により取扱いが若干異なりますが、一般的には、寄附金の損金算入限度額が定められており、その限度額を超えた金額については、損金に算入できない取扱いになっています。

次に、寄附金の損金算入時期ですが、寄附金は実際に金銭を支出した事業年度の損金に計上することとなっています。

これは、通常、寄附金は契約書などを作成しないことから、支出という事実で客観的に確認するより手段がないからです。

この点は、発生主義により債務が確定した事業年度に損金計上する他の販売費一般管理費とは取扱いが異なりますので注意してください。

したがって、寄附金を未払経理している場合には、実際に支払われるまで寄附金として取り扱われず、逆に仮払いや前払いで処理している場合には、現実に支払われた事業年度において寄附金として取り扱われ、損金算入限度額の計算をすることとなります。

お尋ねの場合は、昨年に金銭を支出されたということですので、先月の損金に計上することとなります。

